

「輪作体系等」を作柄安定のための取組として計画し、実施する場合の留意点

本事業は、対象ほ場において、3年間計画的に作柄安定のための取組を行うことで、安定生産を図ろうとするものであり、基本的には土地が固定されてこれらの取組がなされるものです。

一方、本取組として、「輪作体系等」を認めているのは、当該ほ場に別の作物を導入することで、連作障害の軽減や排水性の向上などの効果が期待されるためです。

このため、取組期間中の一定の年度において、対象ほ場が切り替わることも許容していますが、本事業の趣旨に鑑み、下記の点に留意してください。

記

1. 単に輪作等（ブロックローテーションを含む。）を行っていることをもって認められるのではなく、対象品目を生産するほ場において、実際に輪作作物を作付けした年度のみ、作柄安定のための取組としてカウントすることができます。
2. 輪作作物として作付けする作物が、要領に定める内容に合致した効果を発揮すると認められることが必要です。とくに、複数の作物を、複数の取組としてカウントしようとする場合には、いずれの作物についてもそれぞれ効果を発揮する必要があります。
3. 輪作作物の作付けが事業の対象品目ではなく、通常の農業経営の中で行われている場合（地力増進作物を除く。）、又は、当該作付に対して他の支援を受けている場合にあっては、当該輪作作物の作付により追加的な経費（自家労賃等を含む。）が発生せず、本取組を行っても当該年度には補助金として交付した額以上の経費がかかっているとはいえないため、取組期間3年目に、唯一の取組として計画することはできません。